

## 東京経済大学プロジェクト研究所規程

### (設置)

第1条 本学にプロジェクト研究所(以下「研究所」という。)を置くことができる。

### (目的)

第2条 研究所は、本学における研究拠点の形成・育成、本学専任教員による競争的外部研究資金獲得の促進、本学専任教員による研究の対外的アピールの促進等を目的とする。

### (事業)

第3条 研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究及び調査
- (2) 研究及び調査の成果の発表
- (3) 研究会、講演会、講習会等の企画及び開催
- (4) 受託研究、寄附研究、科学研究費等による研究プロジェクトの受入
- (5) 大学院学生の研究支援
- (6) その他研究所の目的達成に必要な事項

### (研究所の設置及び廃止)

第4条 研究所の設置及び廃止は、本学専任教員である研究代表者からの申請に基づき、学術研究センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)の議を経て、学長が決定する。

- 2 研究所の設置にあたっては、3年以上5年以内の設置期間を定めなければならない。
- 3 研究所は、設置から3年後にその見直しを行い、設置期間を経過したときは廃止する。
- 4 設置期間の経過等により廃止した研究所は、同じ研究内容では新たに研究所を設置することはできない。

### (設置申請手続)

第5条 研究所を設置しようとするときは、別に定める研究所設置申請書によって、研究代表者が学術研究センター長(以下「センター長」という。)に申請しなければならない。また、研究代表者は研究所内規を作成し、センター長に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

- 2 研究所を学外提携研究に基づき設置する場合は、「学外提携研究に関する取扱規程」で定められた承認手続きをとるものとする。

### (廃止申請手続)

第6条 研究所を廃止しようとするときは、別に定める研究所廃止申請書によって、研究代表者がセンター長に申請しなければならない。

(研究所の設置取り消し)

第7条 研究所が本規程及び関連諸規定に違反した場合は、運営委員会の議を経て、学長は研究所の設置を取り消すことができる。

(研究所の構成員)

第8条 研究所は、所長、研究員、研究所客員研究員(以下「客員研究員」という。)、研究補助員、事務補助員等により構成されるものとする。

(所長)

第9条 各研究所に、所長1人を置く。ただし、所長は本学専任教員とする。

- 2 所長は、運営委員会の議を経て、学長が委嘱する。
- 3 所長は、研究所の研究を推進し、研究所を代表する。
- 4 所長の任期は、研究所の設置期間とする。
- 5 所長が欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の残存期間とする。
- 6 所長は、本学の他の研究所の所長を兼ねることはできない。

(研究員)

第10条 研究所に研究員を置く。

- 2 研究員は、研究所が設置する研究プロジェクトに参加する本学の専任教員3名以上(所長を含む。)とする。

(客員研究員)

第11条 研究所に本学の専任教員ではない研究者を客員研究員として加えることができる。ただし、客員研究員の人数は、当該研究所の研究員数(所長を含む。)を超えることはできない。

- 2 客員研究員は、本務校等所属機関がある場合、研究所への参加に関して予め所属機関の許可を得るものとする。

(研究補助員)

第12条 研究所の事業を実施する上で、必要と認められるときは、研究補助員を置くことができる。

- 2 研究補助員は研究プロジェクトに参加する大学院研究科修士課程学生、大学院研究科博士後期課程学生、大学院研究科修士課程修了者、大学院研究科博士後期課程修了者、

大学院研究科博士後期課程満期退学者及び所長が特に認めた者とする。

(事務補助員)

第13条 研究所の事業に係る事務処理等において、必要と認められるときには、事務補助員を置くことができる。

2 事務補助員は、書類等の審査により、所長が認めた者とする。

(施設)

第14条 研究所は、所長の研究室又は本学が認めた場所に時限付の施設を置くことができる。

(活動計画及び収支計画)

第15条 所長は、毎年度、活動計画書及び収支計画書をセンター長に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

(活動報告)

第16条 所長は、毎年5月末までに、前年度の活動報告書及び収支決算書をセンター長に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

(研究所の見直し)

第17条 所長は、設置3年を経過した時点で、過去3年間の活動報告書をまとめ、5月末までに提出しなければならない。また、活動を継続する場合は、その後の2年以内の活動計画書をセンター長に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

(研究成果の発表及び評価)

第18条 研究所は、研究の成果を論文又は単行本等で発表し、社会に公開するものとする。

2 研究所は、設置期間の終了時に、学外の第三者による評価を受けるものとする。

(特別研究助成費)

第19条 研究所は、活動計画を実施する上で著しく経費が不足する場合に限り、運営委員会の承認を得て、学長にプロジェクト研究所特別研究助成費の申請をすることができる。

(経理)

第20条 研究所に係る経費は、研究所構成員が受給する外部研究資金、学内研究費(個人研究費、個人研究助成費、共同研究助成費の研究所研究参加費及び特別研究助成費)及び客

員研究員から徴収する研究参加費をもってこれにあてる。ただし、研究所の経費の取扱いについては「学外提携研究に関する取扱規程」、「研究費取扱要領」及び「研究助成費取扱要領」に基づき、研究所内規に定める。

- 2 研究所の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 3 研究所が外部研究資金を受け入れている場合には、本学が研究所と協議の上、その一定割合を学術研究センターの運営資金として徴することができる。

(発明又は著作に関する権利)

第21条 研究所における研究、調査に基づく発明又は著作に関する権利の帰属及び利用については、別に定める。

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て、代議員会が行う。

付 則

この規程は、2004年(平成16年)5月13日から施行する。

付 則

この規程は、2004年(平成16年)10月1日から改正施行する。

付 則

この規程は、2006年(平成18年)7月12日から改正施行する。

付 則

- 1 この規程は、2009年(平成21年)4月1日から改正施行する。
- 2 経過措置として、第20条第1項でいう個人研究助成費には、2009年度(平成21年度)に支給される旧研究助成費制度規程第2条第2号「個人研究助成費(B)。個人研究助成費(B)とは2年間にまたがって個人に支給される研究助成費のことをいう。」の2年目の個人研究助成費(B)を含めるものとする。

付 則

この規程は、2010年(平成22年)10月13日から改正施行する。